

# 上 - 第 1 部 精神障害と精神科医療 問題

(1) 精神保健指定医でなければならない業務に○、間違った内容に×を記入してください。

(各 2 点 合計 20 点)

- ① 措置入院及び緊急措置入院の判定、措置解除又は仮退院の判断。
- ② 医療保護入院、応急入院の判断。
- ③ 未成年の任意入院の判断。
- ④ 任意入院患者の退院制限（72 時間以内）の判定。
- ⑤ 信書に危険物らしきものが入っている場合の開封。
- ⑥ 12 時間を超える隔離が必要かどうかの診察と判断。
- ⑦ 6 時間を超える身体的拘束が必要かどうかの判断。
- ⑧ 措置入院の定期病状報告の報告事項のための診察。
- ⑨ 任意入院時の本人への書面告知。
- ⑩ 抗精神病薬 3 剤以上の投与。

(2) 正しい内容に○、間違った内容に×を記入してください。

(各 4 点 合計 40 点)

- ① 1964 年に起こったライシャワー事件をきっかけに通院医療費公費負担制度(32 条) が新設され、通院医療の促進が図られた。
- ② 精神保健福祉法の一部改正（2013 年）により、医療保護入院における保護者の同意 要件を外し、同居者の同意を要件とした。
- ③ 1968 年にイギリスのデービッド・クラークが日本政府に対して日本の精神医療に関する報告と勧告を行った。
- ④ 1995 年精神保健福祉法が可決され、精神保健指定医制度の充実が定められた。
- ⑤ 1900 年には「精神病者監護法」が定められ、私宅監置が廃止された。
- ⑥ 光明山順因寺では 1394 年から精神病患者に対して灸治療、漢方治療が行われたとされている。
- ⑦ 日本の医療施設は、医療法により『10 人以上の患者を入院させるための施設を有するもの』を病院、『患者を入院させるための施設を有しないもの又は 9 人以下の患者を入院させるための施設を有するもの』が診療所と規定されている。
- ⑧ 2006 年 4 月には精神通院公費が自立支援医療費に、精神障害者居宅生活支援事業が障害福祉サービスに、また、2006 年 10 月には精神障害者社会復帰施設が障害福祉サービスに移行した。
- ⑨ 精神医療審査会は、退院後の精神障害者の人権を守るために各都道府県に設置された。
- ⑩ 日本は、医師免許を取得し医師になると、医療法で定められた診療科であればどれを 標榜しても開業できる「自由標榜制」である。

(3) 入院中の患者の行動制限に関して特に人権上必要な厚生大臣の定める「行動制限をしてはいけない」とされている事柄について 100 字以内で述べてください。

(20 点)

**(4) 正しい内容に○、間違った内容に×を記入してください。**

(各4点 合計20点)

- ① 訪問看護で利用者さんの自宅を訪問した際にも、「すべての患者の血液、(汗を除く)体液、分泌物(喀痰等)、嘔吐物、排泄物、創傷皮膚、粘膜等は、感染する危険性があるものとして取り扱う」必要がある
- ② 院内感染対策委員会は、診療部門と看護部門の代表者だけで構成すればよく、給食部門や事務部門の代表者は参加する必要はない。
- ③ 同居家族がインフルエンザを発症し、自分も38.5度の発熱を認めたが、「今日は大事な会議が入っている」ため職場に報告せずに、解熱鎮痛薬を内服して通常通り勤務した。
- ④ 発熱・咽頭痛で病院を受診し抗菌薬を10日分処方されたが、症状がよくなったので5日分で服用するのをやめた。
- ⑤ 洗った後の手はきれいなので、手洗い場のタオルは共用でかまわない。